

所得税の申告

問い合わせ
富田林税務署 ☎ 0721-24-3281

所得税の申告 — 税務署 —

■確定申告はお早めに

税務署の確定申告会場（すばるホール会場他）で受け付けます（郵送による提出も受け付けます）。

- 平成20年分の所得税の確定申告
2月16日(月)～3月16日(月)
- 平成20年分の消費税（地方消費税）の申告
2月16日(月)～3月31日(火)
- 所得税の還付申告
1月26日(月)から

「すばるホール」では、2月22日・3月1日に限り、日曜日も確定申告を受け付けます（通常、土・日曜日は、閉庁）。税務署の閉庁日は、税務署に設けている時間外収受箱に投函することもできます。

還付申告はお近くのサポートセンターへ

富田林税務署では、年金受給者や給与所得者で医療費控除、住宅ローン控除、中途退職者等で還付申告される方のための申告会場（サポートセンター）を開設します。当市の会場は統合されましたので、羽曳野市役所での開設はございません。

サポートセンターの開設時間は、10時から正午、13時から16時です。「確定申告の手引き」に基づいて申告書作成のアドバイスを行います。

会場（所在地）	開設日（2月11日を除く）
藤井寺市民総合会館	1月28日(水)～30日(金)
別館中ホール	2月2日(月)～3日(火)
河内長野市役所	2月3日(火)～6日(金)
8階会議室	2月9日(月)～12日(木)
大阪狭山市役所	2月5日(水)～6日(金)
3階会議室	2月9日(月)～12日(木)

（注1）サポートセンターでは、譲渡所得・贈与税の相談は受け付けておりませんので、確定申告期間中（1月26日から）に富田林市すばるホールまでお越しください。

■自書申告について

税務署では、「確定申告の手引き」や前年の控えなどを参考に、ご自分で申告書等を作成していただく「自書申告」を推進しています。

このため、税務署の確定申告会場（すばるホール会場他）では、ご不明な点等についてのみ、職員が「確定申告の手引き」に沿ったアドバイスをしていますので、来場される際には、まず「確定申告の手引き」を一読するなどして、可能な範囲で申告書等の記載をお願いします。

また確定申告書の記載内容等についての審査は、提出後に行いますので、記載誤り等があり訂正していただく際には、後日、税務署からご連絡します。

なお、確定申告書の提出や納税が期限を過ぎたり、税額を少なく申告していたときには、加算税や延滞税が必要な場合がありますのでご注意ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書が作成できます。
アドレス (<http://www.nta.go.jp>)

e-Tax について

e-Tax（国税電子申告・納税システム）をご利用いただくとパソコンから申告書の提出や納税ができます。e-Taxの開始届出書は、e-Taxホームページの「ご利用メニュー」欄にある「開始届出はこちら」からオンラインで提出できるほか、書面によることも可能です。（開始届出書は、税務署の窓口または国税庁ホームページ（税務手続の案内）で入手することができます。）

なお、個人の方は、
①電子申告により所得税の確定申告書を提出する際、本人の電子署名および電子証明書をあわせて送信した場合に、所得税から5,000円（その年分の所得税額を限度）を控除（平成19年分または平成20年分のい

れか1回）できます。
②平成20年分以後の所得税の電子申告においては、医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の一定の第三者作成書類の添付を省略できます。

-Tax をぜひご利用ください。

e-Tax ホームページアドレスは、<http://www.e-tax.nta.go.jp>、国税庁ホームページアドレスは、<http://www.nta.go.jp> です。

（注）e-Tax をご利用の際には、事前に電子証明書の取得が必要となります。また、電子証明書がICカードで発行される場合は、ICカードリーダーライタが必要となります。

■青色申告のおすすめ

青色申告とは、正しく記帳されている人で、あらかじめ税務署長の承認を受けた方だけに認められる申告方法です。青色申告をされる方には、税金の面で数多くの特典が認められており、節税効果も大きくたいへん有利な制度ですので、ぜひご利用されることをおすすめします。

青色申告をするためには、青色申告をしようとする年の3月15日まで（平成21年分の申告から青色申告をしようとする方は、平成21年3月16日）に、また、その年の1月16日以後新しく開業された方はその日から2か月以内に「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出してください。

■確定申告書を提出される方で、住宅ローン控除（平成11年から18年に入居した方に限る）により所得税額が0になってしまった方は、税源移譲による住宅ローン控除に係る経過措置に該当する可能性があります。市民税・府民税住宅借入金等特別税額控除申告書（第55-4様式/税務署・市役所に備付）を税務署を通じて提出してください。

富田林税務署の確定申告会場が「すばるホール」に変わります。

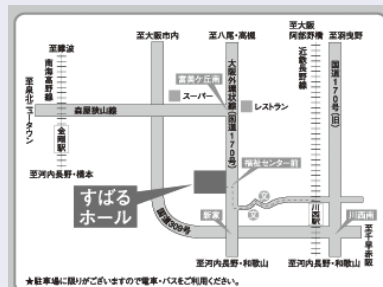
開設期間 平成21年1月26日（月）～3月16日（月）
（土・日・祝を除く。ただし2月22日（日）および3月1日（日）は開設します。）

開設時間 午前9時～午後5時
開設場所 すばるホール 富田林市桜ヶ丘町2番8号

※すばるホールでは、納税および納税証明書の発行は行っていません。

平成21年1月26日（月）～3月16日（月）の期間は、税務署内では申告相談は行っていません。

電話でのお問い合わせは、富田林市税務署（☎ 0721-24-3281）に電話していただいた後、アナウンスに従い電話機を操作してください。



【交通】
●近鉄長野線川西駅から徒歩8分、大阪外環状線（国道170号）沿い
●〈レインボーパス〉すばるホール・総合福祉会館前すぐ